

# 一宮市公共工事電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、一宮市契約規則(昭和50年一宮市規則第16号)及び一宮市公共工事関係入札者心得書に定めるもののほか、一宮市が発注する建設工事及び測量、調査、設計、監理等(以下「工事等」という。)の案件(随意契約による場合で電子入札によりがたいものについては除く。)について行う電子入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム  
あいち電子調達共同システム(CALS/EC)における電子入札サブシステムをいう。
- (2) 電子入札  
電子入札システムを用いて行う入札、開札等の手続をいう。
- (3) 入札参加者  
入札又は見積りに参加しようとする者をいう。
- (4) 紙入札  
電子入札システムを用いず、書面により行う入札、開札等の手続をいう。
- (5) 紙入札参加者  
紙入札により入札に参加する入札参加者をいう。
- (6) ICカード  
電子入札コアシステムに対応した認証局発行のICカードをいう。
- (7) 入札書等  
入札書、見積書又は辞退届をいう。

(電子入札システムの利用とセキュリティ)

第3条 電子入札システムを利用できる者は、ICカードを取得し、建設工事等参加者格付表(以下「名簿」という。)に記載された者とする。

- 2 電子入札システムの使用に際しては、本運用基準、一宮市公共工事関係入札者心得書、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)利用規約等を熟読しなければならない。
- 3 電子入札システムを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、ICカード/PIN番号、ユーザID/パスワード、業者統一番号、登録番号、各種通知書等を自己の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示し、又は使用させてはならない。
- 4 利用者は、電子入札システムで技術資料、積算内訳書等のファイルを送信する場合は、送信前に必ず最新のウィルス定義ファイルを適用したウィルス対策ソフトによりファイルをスキャンし、ウィルスに感染していないことを確認しなければならない。
- 5 発注者が電子入札システムで技術資料、積算内訳書等のファイルを開く際には、必ず最新のウィルス定義ファイルを適用したウィルス対策ソフトによりファイルをスキャンし、ウィ

ルスに感染していないことを確認しなければならない。

6 入札参加者が電子入札システムで送信したファイルがウィルスに感染していることが確認された場合には、当該入札参加者に対して指名停止等の措置を講ずることができる。

(ICカードの名義人)

第4条 電子入札システムを利用することができるICカードは、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)利用規約に規定されているICカードとする。

2 ICカードにより電子入札の手続が行われたものは、すべてICカードの名義人の意思によるものとみなす。

(入札公告)

第5条 入札公告等を行う入札方式の発注案件については、公告日をもって一宮市総務部契約課のウェブサイト上に入札公告を掲示し、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)における入札情報サービスサブシステム(以下「PPI」という。)に登録するものとする。

(電子入札対象案件であることの明示)

第6条 電子入札対象案件の入札公告等を作成する際には、電子入札対象案件である旨を入札参加者に明示するため、公告文等にその旨を記載するものとする。

(案件登録)

第7条 入札書受付締切予定日時は開札予定日の前日を標準として決定するものとし、内訳書開封予定日時は事前準備に要する時間を勘案して時間設定をするものとする。

2 公告日以後において、案件登録情報のうち、入札書受付締切予定日時等について変更の必要が認められた場合には、電子入札システムの日時変更通知書により速やかに通知するものとする。

3 特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切り替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記変更し、以後当該案件に係る電子入札システム処理を行わないものとする。

(入札・開札)

第8条 入札参加者は、電子入札システムの入札書受付締切日時までに入札書等の提出を行わなければならないものとし、提出した入札書等の差替え、再提出、変更又は取消しをすることはできない。ただし、配置予定技術者を他の入札案件と重複申請している場合で、他の案件を落札したために辞退を申し出たときは、開札日時までに書面により辞退届を提出することにより、辞退を認めるものとする。

2 電子入札システムのサーバ上へ入札データの書き込みが完了した時点をもって、入札書等の提出が完了したものとするため、入札参加者は、入札書受付締切日時までに「入札書受付票」等が表示されるよう、時間に十分な余裕を持って入札しなければならない。

3 入札締切予定日時になっても入札書が電子入札システムのサーバに未到達である場合は、無効とする。

4 開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を行うものとする。

5 落札となるべき価格と同価格又は同評価値の入札をしたものが2者以上あり、くじにより

落札者の決定を行うこととなった場合には、電子入札システムのくじ機能を用いて落札者を決定する。

6 再入札書又は再見積書（「再入札書等」という。）の受付時間は、30分を標準として設定するものとし、受付期限の到来後、直ちに開札するものとする。ただし、すべての再入札書等の提出を確認できれば直ちに開札する旨を再入札通知書又は見積依頼通知書に明記した場合において、すべての再入札書等の提出を確認したときは、直ちに開札することができるものとする。

7 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合において、直ちに復旧できないと判断され、かつ、次の各号のいずれかに該当する障害等（ICカードの紛失、破損、端末の不具合等入札参加者の責めによる障害であると認められる場合を除く。）により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うことができるものとする。

(1) 天災

(2) 広域又は地域的停電

(3) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害

(4) 前3号に掲げるもののほか、時間延長が妥当であると認められた場合

8 変更後の開札予定日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書の送信（送信ができない場合は、電話等による対応）をするものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度日時変更通知書の送信（送信ができない場合は、電話等での対応）をするものとする。

9 発注者側に障害が発生した場合は、あいち電子自治体推進協議会事務局と協議し、障害復旧の見込みがある場合には入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には紙入札に変更するものとする。この場合において、障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定日時が直ちに決定できないときは、仮の日時を入力した日時変更通知書の送信（送信ができない場合は、電話等による対応）をするものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定したときは、再度変更通知書の送信（送信ができない場合は、電話等による対応）をする。

（書類の提出）

第9条 入札参加者は、発注者へ資料を提出する場合は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

2 前項の電子ファイルの容量、ファイルの圧縮形式、使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は、あいち電子調達共同システム（CAL/EC）利用規約のとおりとする。

3 入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。

- 4 発注者は、電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は入札参加者において確実なウイルス駆除が可能と発注者が判断するときに限り認めるものとする。
- 5 電子ファイルによる送信ができない場合については、発注者の指示するところにより、持参又は郵送により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めがない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

(紙入札)

第10条 発注者は、入札参加者から紙入札方式参加承諾願(様式第1)が提出された場合は、ICカードの紛失、破損、盗難、パソコン・インターネット環境等のシステム障害等入札参加者側に特にやむを得ない事由があると認められるときに限り、紙入札を承諾するものとし、特にやむを得ない事由があると認められない場合は、紙入札を承諾しないものとし、その可否を紙入札方式審査結果通知書(様式第2)により通知するものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に定める「欧州連合の供給者」は、紙入札方式参加承諾願の提出を要しないで、紙入札による参加を認められるものとする。

- 2 前項の規定により紙入札を認めた場合は、紙入札参加者として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札参加者としての登録後においては電子入札に係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は、有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続を要しないものとする。
- 3 紙入札参加者は、提出する書類は持参又は郵送によるものとする。
- 4 前項の場合において、持参又は郵送の締切り(必着とする。)は、電子入札システムの締切日時と同一とし、第8条第1項ただし書に規定する場合を除き、積算内訳書・入札書等の差替え、再提出及び入札書提出後の辞退は、一切認めない。
- 5 入札書等の提出に当たっては、封筒に封緘して提出しなければならない。
- 6 紙入札参加者が入札書を提出するときは、入札書に3桁のくじ番号を記載し、封筒に封緘して提出しなければならない。この場合において、枠内のくじ番号の一部に未記入又は不明な箇所があるときは当該箇所を「0」として入力し、くじ番号がすべて未記入であるときは電子入札システムのくじ番号自動生成機能を使用してくじ番号を入力するものとする。
- 7 積算内訳書の提出に当たっては、二重封筒によるものとし、外封筒に積算内訳書在中の旨を朱書し、積算内訳書を外封筒と入札書を入れた内封筒の間に入れて、外封筒及び内封筒を各々封緘して提出しなければならない(別紙1)。
- 8 紙入札参加者が積算内訳書、入札書等を提出した場合には、受領書(様式第3)を発行するものとする。

(入札結果公表)

第11条 すべての入札結果は、落札者決定後、速やかにPPIとウェブサイト上に公表するものとする。

付 則

この基準は、平成19年10月22日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第10条関係）

年 月 日

（あて先）  
一 宮 市 長

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

## 紙入札方式参加承諾願

下記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては下記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

1. 案件名

2. 電子入札システムでの参加ができない理由

様式第2（第10条関係）

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

一 宮 市 長

## 紙入札方式審査結果通知書

下記案件に関する 年 月 日付けの紙入札参加承諾願については、(承諾します  
・ 承諾しません)。

1. 案件名

2. 承諾しない理由

様式第3（第10条関係）

# 受領書

商号又は名称：

持参者氏名：

次の入札案件の入札書・積算内訳書を受領しました。

受領日時： 年 月 日（ ） 時 分

工事件名：

開札予定日時： 年 月 日（ ） 時 分

開札場所：一宮市役所〇〇〇庁舎〇〇〇課

(受領者)

一宮市役所 課  
〇〇 〇〇 印

※ 1 正本を2部作成し、持参者と発注者双方が保管する。

